

兵庫県公報

令和2年7月28日 火曜日 第126号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 漁獲共済の義務加入同意成立届の確認（水産課）	1
○ 土地区画整理組合の定款の変更認可（市街地整備課）	2
○ 土地区画整理組合の事業計画の変更認可（同）	2
○ 道路の指定（中播磨県民センター）	2
公 告	
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧（砂防課）	2
○ 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧（同）	3
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧（同）	4
○ 入札公告（管理課）	8
○ 同上（同）	11
○ 同上（同）	14
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（中播磨県民センター）	17

告 示

兵庫県告示第813号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定により届出があった義務加入同意成立届を審査した結果、次の加入区については同法第108条第2項の規定による同意があったものと認めた。

令和2年7月28日

兵庫県知事 井戸敏三

加 入 区		同意成立年月日
区 域 名	区 分	
南淡区域	総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業	令和2年7月3日
南淡区域	総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、主として底びき網を使用して営む漁業以外の漁業及び船びき網を使用して営む漁業以外の漁業	同 上
南淡区域	網漁具を定置して営む漁業	同 上
淡路島岩屋区域	総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業のうち棒びき網漁業	同 上
淡路島岩屋区域	総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業のうち板びき網漁業	同 上
家島区域	総トン数10トン未満の漁船により主として船びき網を使用して営む漁業	同 上

森区域	のり養殖漁業を兼業する者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業	同上
-----	--	----



兵庫県告示第814号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、赤穂市浜市土地区画整理組合の定款の変更を次のとおり認可した。

令和2年7月28日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 組合の名称及び事務所の所在地並びに設立認可の年月日
 組 合 の 名 称 赤穂市浜市土地区画整理組合
 事務所の所在地 赤穂市加里屋81番地（赤穂市役所内）
 設立認可の年月日 平成18年10月2日
- 2 変更認可の年月日
 令和2年7月28日



兵庫県告示第815号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、赤穂市浜市土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和2年7月28日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 組合の名称及び事務所の所在地並びに設立認可の年月日
 組 合 の 名 称 赤穂市浜市土地区画整理組合
 事務所の所在地 赤穂市加里屋81番地（赤穂市役所内）
 設立認可の年月日 平成18年10月2日
- 2 事業計画の変更の内容
 事業施行期間
 変更前 平成18年10月13日から平成33年3月31日まで
 変更後 平成18年10月13日から令和6年3月31日まで
- 3 変更認可の年月日
 令和2年7月28日



兵庫県告示第816号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、次のとおり道路を指定した。その関係図書は、中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2課において縦覧に供する。

令和2年7月28日

兵庫県知事 井戸敏三

指 定 番 号	指定年月日 (令和年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第R02中播予定 0001号	2.7.14	赤穂郡上郡町井上字中道185番1、185番4、 185番5の各一部	6.10	59.97

公 告

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年7月28日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
猿田彦谷(2) I (235000100)	神崎郡市川町美佐（別図1のとおり）	土石流

（別図1は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

令和2年8月5日（水）から同月19日（水）まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所福崎事業所及び市川町役場建設課

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所福崎事業所

〒679-2204 神崎郡福崎町西田原1994-4

(3) 提出期限

令和2年8月19日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年10月19日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成20年兵庫県告示第979号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年7月28日

兵庫県知事 井戸敏三

1 改正しようとする区域の案

屋形Ⅲ（135000051）の項中別図3、東小畑(1)Ⅱ（135000054）の項中別図6、東小畑Ⅰ（135000057）の項中別図9、奥御舟(2)Ⅱ（135000066）の項中別図18、鬼谷Ⅱ（135000099）の項中別図51、東川辺(1)Ⅱ（135000105）の項中別図57、谷(1)Ⅱ（135000117）の項中別図69、田中Ⅱ（135000123）の項中別図75、奥Ⅱ（135000125）の項中別図77、甘地Ⅲ（135000127）の項中別図79、西田中Ⅰ（135000128）の項中別図80、下瀬加四角ヶ谷Ⅰ（235000065）の項中別図116を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 改正の案の閲覧期間

令和2年8月5日（水）から同月19日（水）まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所福崎事業所及び市川町役場建設課

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所福崎事業所
〒679-2204 神崎郡福崎町西田原1994-4

(3) 提出期限

令和2年8月19日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年10月19日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年7月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
御室(2)Ⅲ (135000047)	神崎郡市川町上瀬加(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
北田中Ⅰ (135000049)	神崎郡市川町北田中(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
初鹿野Ⅱ (135000050)	神崎郡市川町屋形(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
屋形Ⅲ (135000051)	神崎郡市川町屋形(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
西小畑Ⅰ (135000053)	神崎郡市川町小畑(別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
東小畑(1)Ⅱ (135000054)	神崎郡市川町小畑(別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
西小畑(1)Ⅱ (135000055)	神崎郡市川町小畑(別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
西小畑(2)Ⅱ (135000056)	神崎郡市川町小畑(別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
東小畑Ⅰ (135000057)	神崎郡市川町小畑(別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
東小畑(2)Ⅱ (135000059)	神崎郡市川町小畑(別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
東小畑(3)Ⅱ (135000060)	神崎郡市川町小畑(別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり

小畑(2)Ⅱ (135000061)	神崎郡市川町小畑(別図12の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
小畑(3)Ⅱ (135000062)	神崎郡市川町小畑(別図13の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
小畑(1)Ⅱ (135000063)	神崎郡市川町小畑(別図14の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
奥御舟(2)Ⅰ (135000064)	神崎郡市川町小畑(別図15の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
奥御舟(1)Ⅱ (135000065)	神崎郡市川町小畑(別図16の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
奥御舟(2)Ⅱ (135000066)	神崎郡市川町小畑(別図17の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
奥御舟(3)Ⅱ (135000067)	神崎郡市川町小畑(別図18の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
奥御舟(4)Ⅱ (135000068)	神崎郡市川町小畑(別図19の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
下瀬加Ⅲ (135000069)	神崎郡市川町下瀬加(別図20 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
奥御舟(1)Ⅰ (135000070)	神崎郡市川町小畑(別図21の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
御室(1)Ⅱ (135000084)	神崎郡市川町上瀬加(別図22 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
御室Ⅰ (135000085)	神崎郡市川町上瀬加(別図23 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
戸安Ⅱ (135000086)	神崎郡市川町上瀬加(別図24 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
御舟(2)Ⅱ (135000089)	神崎郡市川町下瀬加(別図25 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
御舟Ⅰ (135000090)	神崎郡市川町下瀬加(別図26 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
御舟(2)Ⅲ (135000092)	神崎郡市川町下瀬加(別図27 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
瓜生田(1)Ⅰ (135000093)	神崎郡市川町下瀬加(別図28 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
御舟(3)Ⅲ (135000094)	神崎郡市川町下瀬加(別図29 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
瓜生田(1)Ⅱ (135000095)	神崎郡市川町下瀬加(別図30 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
瓜生田(2)Ⅱ (135000096)	神崎郡市川町下瀬加(別図31 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり

鬼谷Ⅰ (135000097)	神崎郡市川町下瀬加(別図32 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
鬼谷Ⅲ (135000098)	神崎郡市川町下瀬加(別図33 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
鬼谷Ⅱ (135000099)	神崎郡市川町下瀬加(別図34 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
加茂地(1)Ⅱ (135000100)	神崎郡市川町下瀬加(別図35 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
山添Ⅱ (135000101)	神崎郡市川町下瀬加(別図36 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
加茂地(2)Ⅱ (135000102)	神崎郡市川町下瀬加(別図37 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
峠Ⅱ (135000103)	神崎郡市川町下瀬加(別図38 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
山添Ⅰ (135000104)	神崎郡市川町下瀬加(別図39 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
東川辺(1)Ⅱ (135000105)	神崎郡市川町東川辺(別図40 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
東川辺(2)Ⅱ (135000106)	神崎郡市川町東川辺(別図41 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
東川辺(3)Ⅱ (135000107)	神崎郡市川町東川辺(別図42 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
東川辺(1)Ⅰ (135000108)	神崎郡市川町東川辺(別図43 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
東川辺(2)Ⅰ (135000109)	神崎郡市川町東川辺(別図44 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
西川辺Ⅰ (135000111)	神崎郡市川町西川辺(別図45 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
小畑Ⅲ (135000113)	神崎郡市川町小畑(別図46の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり
浅野Ⅱ (135000114)	神崎郡市川町浅野(別図47の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり
浅野Ⅲ (135000115)	神崎郡市川町浅野(別図48の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり
浅野Ⅰ (135000116)	神崎郡市川町浅野(別図49の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図49のとおり
谷(1)Ⅱ (135000117)	神崎郡市川町谷(別図50の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図50のとおり
谷(2)Ⅱ (135000118)	神崎郡市川町谷(別図51の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図51のとおり

谷Ⅰ (135000119)	神崎郡市川町谷（別図52のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図52のとおり
谷Ⅲ (135000120)	神崎郡市川町谷（別図53のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図53のとおり
谷(3)Ⅱ (135000121)	神崎郡市川町谷（別図54のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図54のとおり
田中Ⅲ (135000122)	神崎郡市川町田中（別図55のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図55のとおり
田中Ⅱ (135000123)	神崎郡市川町田中（別図56のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図56のとおり
近平Ⅲ (135000124)	神崎郡市川町近平（別図57のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図57のとおり
奥Ⅱ (135000125)	神崎郡市川町奥（別図58のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図58のとおり
坂戸Ⅲ (135000126)	神崎郡市川町坂戸（別図59のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図59のとおり
甘地Ⅲ (135000127)	神崎郡市川町甘地（別図60のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図60のとおり
西田中Ⅰ (135000128)	神崎郡市川町西田中（別図61のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図61のとおり
保喜(2)Ⅰ (135000130)	神崎郡市川町保喜（別図62のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図62のとおり
初鹿野(2)Ⅰ (235000033)	神崎郡市川町屋形（別図63のとおり）	土石流	別図63のとおり
諏訪北谷Ⅰ (235000039)	神崎郡市川町美佐（別図64のとおり）	土石流	別図64のとおり
皿池西谷Ⅰ (235000041)	神崎郡市川町神崎（別図65のとおり）	土石流	別図65のとおり
瀬加谷Ⅰ (235000050)	神崎郡市川町上瀬加（別図66のとおり）	土石流	別図66のとおり
瓜生田川Ⅰ (235000054)	神崎郡市川町下瀬加（別図67のとおり）	土石流	別図67のとおり
瓜生田谷Ⅰ (235000055)	神崎郡市川町下瀬加（別図68のとおり）	土石流	別図68のとおり
下瀬加出口谷(1)Ⅰ (235000058)	神崎郡市川町下瀬加（別図69のとおり）	土石流	別図69のとおり
下瀬加殿所Ⅰ (235000062)	神崎郡市川町下瀬加（別図70のとおり）	土石流	別図70のとおり
下瀬加永谷Ⅰ (235000064)	神崎郡市川町下瀬加（別図71のとおり）	土石流	別図71のとおり

下瀬加四角ヶ谷 I (235000065)	神崎郡市川町下瀬加 (別図72 のとおり)	土石流	別図72のとおり
追谷川 I (235000073)	神崎郡市川町小畑 (別図73の とおり)	土石流	別図73のとおり
保喜穴宝 I (235000078)	神崎郡市川町保喜 (別図74の とおり)	土石流	別図74のとおり
浅野谷 II (235000081)	神崎郡市川町浅野 (別図75の とおり)	土石流	別図75のとおり
谷山下谷 II (235000082)	神崎郡市川町谷 (別図76のと おり)	土石流	別図76のとおり
横倉山 II (235000083)	神崎郡市川町谷 (別図77のと おり)	土石流	別図77のとおり
奥甘谷 II (235000087)	神崎郡市川町奥 (別図78のと おり)	土石流	別図78のとおり
殿所 II (235000095)	神崎郡市川町下瀬加 (別図79 のとおり)	土石流	別図79のとおり
足尾谷 II (235000098)	神崎郡市川町東川辺 (別図80 のとおり)	土石流	別図80のとおり
猿田彦谷(2) I (235000100)	神崎郡市川町美佐 (別図81の とおり)	土石流	別図81のとおり

(別図1から別図81までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和2年8月5日(水)から同月19日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所福崎事業所及び市川町役場建設課

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所福崎事業所

〒679-2204 神崎郡福崎町西田原1994-4

(3) 提出期限

令和2年8月19日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年10月19日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和2年7月28日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

除雪ドーザ11トン級（養父土木事務所）2台

(2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期限

令和3年2月26日（金）

(4) 納入場所

養父土木事務所（養父市八鹿町下網場320）

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に、出納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札の参加申込み及び入札の方法等

入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

(1) 書面による入札

ア 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出納局管理課 担当 牛尾

電話 (078) 341-7711 内線4937 F A X (078) 362-3928

イ 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間並びに入札説明書の交付期間

令和2年7月28日（火）から同年8月11日（火）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 入札の日時

令和2年9月7日（月）午前10時 兵庫県庁西館1階小入札室

エ 入札書の提出期限

上記ウの入札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、令和2年9月4日（金）午後5時までに上記アの場所に必着のこと。

(2) 電子による入札

兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア 参加申込みの期間

令和2年7月28日（火）から同年8月11日（火）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、令和2年8月11日（火）は午後4時までとする。）

イ 入札の日時

令和2年8月28日（金）午後5時から同年9月7日（月）午前10時まで（県の休日を除く。）

ウ 開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ。

4 仕様確認等

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

令和2年7月29日（水）から同年8月24日（月）まで（県の休日を除く。）の午前10時から午後4時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）

なお、電子入札システムによる場合は、令和2年7月29日（水）から同年8月11日（火）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、令和2年8月11日（火）は午後4時までとする。）の間に提出すること。

イ 受付場所

上記3(1)アに同じ。

ウ 提出書類

カタログ等の仕様を確認できる書類

エ 提出方法

電子入札システム、持参又はFAXにより提出すること。

オ 確認の結果

令和2年8月28日（金）午後5時までに通知する。

- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

- (3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の5以上の額の入札保証金を令和2年9月3日（木）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

- (4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時まで提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和2年9月23日（水）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札金額が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること（電子入札を除く。）。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと（電子入札を除く。）。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

- (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札の参加申込み及び入札の方法等

入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

(1) 書面による入札

ア 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出納局管理課 担当 牛尾

電話 (078) 341-7711 内線4937 F A X (078) 362-3928

イ 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間並びに入札説明書の交付期間

令和2年7月28日（火）から同年8月11日（火）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 入札の日時

令和2年9月7日（月）午前10時30分 兵庫県庁西館1階小入札室

エ 入札書の提出期限

上記ウの入札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、令和2年9月4日（金）午後5時までに上記アの場所に必着のこと。

(2) 電子による入札

兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア 参加申込みの期間

令和2年7月28日（火）から同年8月11日（火）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、令和2年8月11日（火）は午後4時までとする。）

イ 入札の日時

令和2年8月28日（金）午後5時から同年9月7日（月）午前10時30分まで（県の休日を除く。）

ウ 開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ。

4 仕様確認等

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

令和2年7月29日（水）から同年8月24日（月）まで（県の休日を除く。）の午前10時から午後4時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）

なお、電子入札システムによる場合は、令和2年7月29日（水）から同年8月11日（火）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、令和2年8月11日（火）は午後4時までとする。）の間に提出すること。

イ 受付場所

上記3(1)アに同じ。

ウ 提出書類

カタログ等の仕様が確認できる書類

エ 提出方法

電子入札システム、持参又はFAXにより提出すること。

オ 確認の結果

令和2年8月28日(金)午後5時までに通知する。

- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額)の100分の5以上の額の入札保証金を令和2年9月3日(木)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和2年9月23日(水)までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札金額が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること(電子入札を除く。)

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと(電子入札を除く。)

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:
Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture
- (2) Nature and quantity of the product to be purchased:
1 Snow dozer (vehicle, 13 tons)
- (3) Delivery period: February 26, 2021
- (4) Delivery place:
Shinonsen Public Works Office
- (5) Deadline for the submission of tender application forms:
16:00 August 11, 2020
- (6) Deadline for tender:
10:30 September 7, 2020 by direct delivery, electronic bidding system
17:00 September 4, 2020 by mail
- (7) Person to contact concerning the notice:
Ms.Ushio, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefectural Government
5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567
TEL (078)341-7711 extension 4937



入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和2年7月28日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

1 調達内容

- (1) 調達物品及び数量
空港用化学消防車 1台
- (2) 調達物品の特質等
調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。
- (3) 納入期限
令和4年3月25日（金）
- (4) 納入場所
但馬空港ターミナル株式会社（豊岡市岩井1598—34）
- (5) 入札方法
上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納入局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札の参加申込み及び入札の方法等

入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

(1) 書面による入札

ア 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出納局管理課 担当 牛尾

電話 (078) 341-7711 内線4937 F A X (078) 362-3928

イ 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間並びに入札説明書の交付期間

令和2年7月28日(火)から同年8月11日(火)まで(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)第2条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

ウ 入札の日時

令和2年9月7日(月)午前11時 兵庫県庁西館1階小入札室

エ 入札書の提出期限

上記ウの入札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による入札については、令和2年9月4日(金)午後5時までに上記アの場所に必着のこと。

(2) 電子による入札

兵庫県電子入札共同運営システム(以下「電子入札システム」という。)の利用による入札(以下「電子入札」という。)及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア 参加申込みの期間

令和2年7月28日(火)から同年8月11日(火)まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後8時まで(ただし、令和2年8月11日(火)は午後4時までとする。)

イ 入札の日時

令和2年8月28日(金)午後5時から同年9月7日(月)午前11時まで(県の休日を除く。)

ウ 開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ。

4 仕様確認等

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

令和2年7月29日(水)から同年8月24日(月)まで(県の休日を除く。)の午前10時から午後4時まで(持参の場合は、正午から午後1時までを除く。)

なお、電子入札システムによる場合は、令和2年7月29日(水)から同年8月11日(火)まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後8時まで(ただし、令和2年8月11日(火)は午後4時までとする。)の間に提出すること。

イ 受付場所

上記3(1)アに同じ。

ウ 提出書類

カタログ等の仕様を確認できる書類

エ 提出方法

電子入札システム、持参又はF A Xにより提出すること。

オ 確認の結果

令和2年8月28日(金)午後5時までに通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の5以上の額の入札保証金を令和2年9月3日（木）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札に関する条件

- ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。
- イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和2年9月23日（水）までであること。
- ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札金額が分明であること。
なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること（電子入札を除く。）。
- キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。
- ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと（電子入札を除く。）。
- ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
- (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
- (4) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約当事者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:
Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture
- (2) Nature and quantity of the product to be purchased:
1 Airport Crash Tender
- (3) Delivery period: March 25, 2022
- (4) Delivery place:
Tajima Airport Terminal Co.,Ltd. (1598-34, Iwai, Toyooka-shi, Hyogo)
- (5) Deadline for the submission of tender application forms:
16:00 August 11, 2020
- (6) Deadline for tender:

11:00 September 7, 2020 by direct delivery, electronic bidding system

17:00 September 4, 2020 by mail

(7) Person to contact concerning the notice:

Ms.Ushio, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefectural Government

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078)341-7711 extension 4937



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和2年7月28日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
揖保郡太子町矢田部字南角324番12、325番、327番1、327番3の一部、328番1、328番3の一部、325番地先水路
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
揖保郡太子町東保317番地1
株式会社丸尾建築 代表取締役 丸尾幸司
- 3 許可年月日及び許可番号
令和2年6月16日
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-23-2号（1太子）